

東京シティエアターミナル駐車場 予約規程

東京シティ・エアターミナル株式会社

東京シティエアターミナル駐車場予約規程

(総 則)

第1条 この規程は、東京シティ・エアターミナル株式会社(以下「管理者」といいます。)の管理する東京シティエアターミナル駐車場(以下「駐車場」といいます。)の予約に関する事項を定めたものであります。

2 予約申込及び予約申込後、駐車場を利用する者(以下「利用者」といいます。)は本規程および東京シティエアターミナル駐車場管理規程(以下「一般駐車場管理規程」といいます。)を遵守していただきます。

(利用条件)

第2条 予約はバス&エア料金利用の方、かつ東京空港交通株式会社運行の路線バス利用の方に限りません。

第3条 予約実施期間、受付期間は次の表の通りです。ただし、毎年の実施期間については、年毎の日並びを考慮し、変更いたします。

	予約実施期間	予約受付開始日
年末年始	12月27日-1月3日	12月1日
ゴールデンウィーク	4月28日-5月8日	4月1日
お盆	8月10日-8月15日	7月1日

予約受付開始日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌日から受付開始といたします。

第5条 予約実施期間のバス&エア料金は予約利用者の方に適用いたします。

第6条 予約できる車両は次の表の通りです。

車種	幅	高さ	長さ	重さ
普通自動車	2.1m	2.1m	6.0m	3,000kg

第7条 利用できる日数は14日間までです。

(利用料金)

第8条 一般駐車場管理規程第7条2項記載の料金とします。

(利用方法)

第9条 利用者は以下の手順により利用していただきます。

- (1) 駐車場入口ゲートにおいて駐車券の交付を受ける。
- (2) 空いている駐車室をご利用ください。
- (3) 出庫に際しては、出口ゲートにおいて呼び出しボタンを押し、係員に利用者名をお伝えください。
- (4) 係員がゲートを開閉いたします。

(予約申込方法)

第10条 株式会社 EPARK が運営する予約制貸駐車場システムを利用してお申し込みいただけます。予約制貸駐車場システムをご利用の際には、株式会社 EPARK が定める「EPARK 駐車場利用規約」によります。

(予約料金)

第11条 1台につき1,000円(税込)の予約料金を申し受けます。

(支払い方法)

第 12 条 株式会社 EPARK が定める決済方法によります。

(予約の変更、取消)

第 13 条 利用者のご都合により、ご利用を変更、あるいは取消される場合は、株式会社 EPARK が運営する予約制貸駐車場システム上で、予約の取消(キャンセル)・変更手続きを行うものとし、それ以外の方法による予約の取消(キャンセル)・変更手続きの取り扱いはいたしません。

第 14 条 取消を行う場合は、以下の通り、取消料を申し受けます。

ご利用日の 8 日前まで	0%
ご利用日の 7 日前以降	100%

(申込者への連絡方法)

第 15 条 申込者へのご連絡は電子メールにて行い、必要に応じて申込時に登録された電話番号へご連絡いたします。

(一般駐車場管理規程の適用)

第 16 条 予約して駐車場を利用するにあたり、本規程に定めのないものについては一般駐車場管理規程を適用します。

(個人情報の取り扱い)

第 17 条 管理者が定める個人情報保護方針に従い個人情報を取り扱います。

(禁止事項)

第 18 条 駐車場予約にあたり下記の事項を禁止します。

- (1)法令、本規程、一般駐車場管理規程、株式会社 EPARK が定める EPARK 駐車場利用規約または公序良俗に反すること
- (2)他の申込者、その他第三者に対し、その権利を侵害し、不利益を与え、または不快感を抱かせる行為を行うこと
- 2 管理者は、利用者が前項各号に該当すると判断した場合、事前に通告することなく、当該利用者に対して、利用停止を行うことができるものとします。これにより当該利用者には何らかの損害額が生じたとしても、管理者は一切の責任を負わないものとします。
- 3 利用者は、故意又は過失により、予約利用の適正な使用を妨げる行為を行うことにより会社に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第 19 条 一般駐車場管理規程、株式会社 EPARK が定める EPARK 駐車場利用規約に記載されている免責事項について一切責任を負わないものとする。

(本規程の改訂)

第 20 条 管理者は、申込者の了承を得ることなく本規程を改訂できるものとし、変更内容を管理者がウェブサイト上に掲示することをもって通知したものとします。かかる通知の後に利用者が予約

を利用した場合、かかる変更は利用者の同意があったものとみなされます。

(著作権)

第 21 条 管理者が提供するサービスに関する各情報の著作権、その他知的財産権は管理者に帰属するものとします。

(準拠法)

第 22 条 この規程に関する一切の事項は、日本国の法令に準拠するものとします。

(管轄裁判所)

第 23 条 本規程について紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第1審の専属管轄裁判所とします。

(附則)

1 この管理規程は、平成 28 年 4 月 1 日 0 時から実施します。

令和元年(2019年)10月1日改定
東京シティ・エアターミナル株式会社